

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終止

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分			基本使用料 (1面1時間につき)
専用使用			260円
一般使用	バレーボール	一般	190円
		児童生徒	100円
	バトミントン	一般	100円
		児童生徒	50円
	卓球	一般	60円
		児童生徒	20円
	テニスコート	一般	220円
		児童生徒	110円

」

を

「

区分		基本使用料 (1時間につき)
専用使用	一般	220円

	児童生徒	110円
バドミントン（1面につき）	一般	120円
	児童生徒	60円
卓球（1台につき）	一般	70円
	児童生徒	40円
テニスコート（1面につき）	一般	200円
	児童生徒	100円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のサン・あもりの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

サン・あもりの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。